

使用前確認証

原規規発第 2204111 号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範 殿

令和3年9月6日付け令03原機(科研)006(令和4年4月1日付け令04原機(科研)001をもって一部変更)をもって申請がありました試験研究用等原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第28条第3項の規定に基づき確認したので、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号)第3条の6の規定に基づき、確認証を交付します。

令和4年4月11日

原子力規制委員会